受理官庁 T T

法務省司法長官局知的所有権庁 (トリニダード・トバゴ)

附属書 C T T

トリニダード・トバゴ
英語
英語
英語
1
認める。受理官庁は e P C T 出願による電子出願を認める。
認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料について は受理官庁に確認されたい。
オーストリア特許庁,欧州特許庁, シンガポール知的所有権庁,国立工業所有権機関(チリ), スウェーデン知的所有権庁(PRV)又は米国特許商標庁
オーストリア特許庁,欧州特許庁 ⁴ , シンガポール知的所有権庁,国立工業所有権機関(チリ), スウェーデン知的所有権庁(PRV)又は米国特許商標庁 ⁵

[次頁に続く]

¹ 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される(「受理官庁に支払うべき手数料」参照)。

² 国際出願に明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわちWIPO標準ST.26XMLフォーマットに準拠したものを提出しなければならない。このフォーマットで配列リストを提出すれば追加手数料は不要である。

³ 関連する受理官庁の通告については、2023年5月4日付公示(PCT公報)104頁以降参照。

⁴ この官庁は、国際調査を同官庁、オーストリア特許庁若しくはスウェーデン知的所有権庁 (PRV) が実施する (又は実施した) 場合に限り、管轄する。

⁵ この官庁は、国際調査を同官庁が実施する(又は実施した)場合に限り、管轄する。

法務省司法長官局知的所有権庁

(トリニダード・トバゴ) (続き)		
受理官庁に支払うべき手数料	通貨:ト	リニダード・トバゴ・ドル (TTD) 及び米国・ドル (USD)
送付手数料	TTD 75	50
国際出願手数料6	USD 1,43	35
30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁶	USD	6
減額(手数料表第4項に基づく):		
電子出願 (文字コード形式による願書)	USD 21	.6
電子出願 (文字コード形式によろ願書	USD 35	<i>)</i>

(文字コード形式による願書,

USD 324

明細書,請求の範囲及び要約)

тт

調査手数料7

附属書D (AT), (CL), (EP), (SE), (SG)

T T

又は(US)参照

50 に1頁ごとに TTD 5 を加えた額 優先権書類の手数料 TTD

不 要 受理官庁は代理人を要求するか? 誰が代理人として行為できるか? トリニダード・トバゴで特許代理人として手続を行うことが認 められている者。手続を行うことが認められている特許代理人 のリストは, 受理官庁から入手できる。

⁶ この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される(附属書C(IB)参照)。

⁷ USD建で支払う手数料。